平成30年度 観音寺市保育所(園)利用者負担額表

階層	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育時間の区別		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2	☆市民	非課税世帯 (均等割・所得割税額とも0円)	7,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000
第3	八税額	均等割税課税世帯及び 所得割税額が48,600円未満	18,000	17,700	16,000	15,800	16,000	15,800
第4	☆市民税額(所得割税額)	48,600円以上 97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600	25,000	24,600
第5		97,000円以上 133,000円未満	37,000	36,400	29,000	28,600	26,000	25,600
第6		133,000円以上 169,000円未満	44,000	43,300	32,000	31,500	28,000	27,600
第7		169,000円以上 301,000円未満	50,000	49,200	33,000	32,500	29,000	28,600
第8		301,000円以上 397,000円未満	52,000	51,200	34,000	33,500	30,000	29,500
第9		397,000円以上	55,000	54,200	36,000	35,400	31,000	30,500

※1.保育料は、児童の父母やそれ以外の扶養義務者の市民税の合計額等で決まります。

- ※2.年度の初日(4/1)の年齢で保育所利用者負担額(保育料)を決定します。途中入所の場合も同じです。
- ※3.保育料の算定について
 - ・4~8月までの保育料はH29年度の市民税の合計額等で算定し決定します。
 - ・9~3月までの保育料はH30年度の市民税の合計額等で算定し決定します。 (そのため入所時に決定していた額と異なる場合がありますので、保育料決定通知等でご確認ください。)
- ※4.住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等の住民税特別控除については、保育料を決定する 際の税額には適用しません。控除前の税額で決定します。(これらの控除がある場合は申し出てください。)

★平成28年度より利用者負担額(保育料)の軽減措置区分が拡大されました。

多子世帯免除

◎保護者が市内に在住で生計を同じくしていて、現に扶養している子の中で

- ・同時期に保育所(園)や幼稚園等に通っている兄姉がいる場合 ⇒ 2人目(就学前第2子)無料
- ・兄姉の年齢や住所地に関係なく、保護者が扶養している場合 ⇒ 第3子以降無料

今までは、第3子以降3歳未満児が対象でしたが、H28年度より5歳児までに引き上げられました。

上記の利用者負担額表の1階層~4階層の途中までが、下記のように軽減されます。

		Ĭ	ひとり親等世	帯等 ※	二人親世帯		
階層	軽減措置区分	第1子		第2子	第1子	第2子	
		3歳未満	3歳以上	<i>7</i> 1 √ 1	为1]	/1 2 1	
1	生活保護世帯	0円		0円	0円	0円	
2	非課税世帯	0円		0円	全額	0円	
	均等割税課税世帯 及び 所得割税額が48,600円未満	8,000	6,000	0円	全額	半額	
4	所得割税額が 48,600円以上57,700円未満	9,000	6,000	0円	全額	半額	
	所得割税額が 57,700円以上77,101円未満	9,000				全額	
	所得割税額が 77,101円以上97,000円未満	全額	全額	全額	全額	全額	

※在宅障がい児(または保護者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると 市長が認めた世帯の場合も含まれます。